

いじめの重大事態に関する再発防止検討報告書

茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議

はじめに

平成27（2015）年度、茅ヶ崎市内の小学校に通う当時2年生だった児童に対して行われたいじめに関して、教育委員会は、いじめを受けた児童とそのご家族に対して、心に寄り添った支援が十分でなかったことから、長期間に渡り様々なご負担をおかけしたことを、心からお詫びいたします。

また、市立小学校に通う児童の保護者の方々をはじめ、市民の皆さまにご心配をおかけしましたことをお詫びいたします。

教育委員会は、平成28（2016）年11月に、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」に対して事実関係を明確にするための調査を諮問しました。この調査の中で、それぞれの場面で行われた学級担任教諭、学校、教育委員会の対応が、不適切であったケースも明らかになりました。

「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」から調査の過程で不適切であると指摘された対応をはじめとする、本いじめの重大事態に関する対応を踏まえ、学校や教育委員会が今後いじめ問題について、より適切に対応できるよう「茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議」を組織し、再発防止策を検討しました。

学校や教育委員会は、この再発防止策を実践することで、家庭や地域、関係機関と連携しながら、児童・生徒が自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心などをもった豊かな人間性を育めるよう、教育環境の整備に努めます。

平成31（2019）年1月17日

目 次

I	いじめの重大事態に関する再発防止検討の概要	1
II	不適切な対応	5
III	不適切な対応の背景や課題	15
IV	再発防止策のねらい	24
V	主な取り組み	30
VI	いじめ防止基本方針の見直しに向けて	43
	資料編	44

1 検討の契機

平成28（2016）年3月、当時小学校2年生だった児童（以下「当該児童」という。）とその保護者（以下「当該児童保護者」という。）が、いじめ被害に遭ったと訴えたことで、学校はいじめを認知した。

学校は、いじめたとされる児童（以下「関係児童」という。）を含め、当該学級の児童などに対して聞き取りを行い、訴えのあった行為のいくつかを「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ」として捉え、その解決に向け対応してきた。

しかしながら、学校、教育委員会のいずれも、「当該児童の訴え」として当該児童保護者から示されている事柄の全てが事実であると確認することが困難であることから、平成28（2016）11月には、教育委員会が、事実関係を明確にするための調査を「いじめ防止対策調査会」（以下「調査会」という。）に諮問した。

この調査会が必要な調査を終えて作成した「茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）」（以下「調査報告書（答申）」という。）の中で、学級担任教諭や学校、教育委員会の本事案への対応の中で不適切な点が指摘されている。

このことから、学校や教育委員会がこれらの指摘を重く受け止め、丁寧に検証し、できるだけ早期にいじめを認知し、初期の段階で適切に対応することで重大事態化を未然に防ぐとともに、万が一重大事態化してしまった際にも同じような不適切な対応を繰り返さず、早急に解決できるよう、再発防止策を検討することとした。

2 茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議

教育委員会は、再発防止策を検討するにあたり、「茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議」（以下「再発防止検討会議」という。）を設置した。

（１）再発防止検討会議の所掌事項

- ①いじめ防止対策推進法第２８条第１項に規定する重大事態の再発防止に資する対応策の検討に関する事。
- ②いじめの重大事態への対応策の検討に関する事。

（２）再発防止検討会議の構成

- 【会 長】 教育推進部長
- 【副会長】 教育指導担当部長
- 【会 員】 教育総務部長・市民相談課長・こども育成相談課長
教育総務課長・教職員担当課長・教育政策課長
学校教育指導課長・青少年課長・教育センター所長
市立の小学校及び中学校の校長の代表者

（３）検討の視点

- ①いじめを重大事態化させないための未然防止策
- ②いじめの重大事態が発生してしまった際に、不適切な対応を繰り返さないための再発防止策

3 検討のプロセス

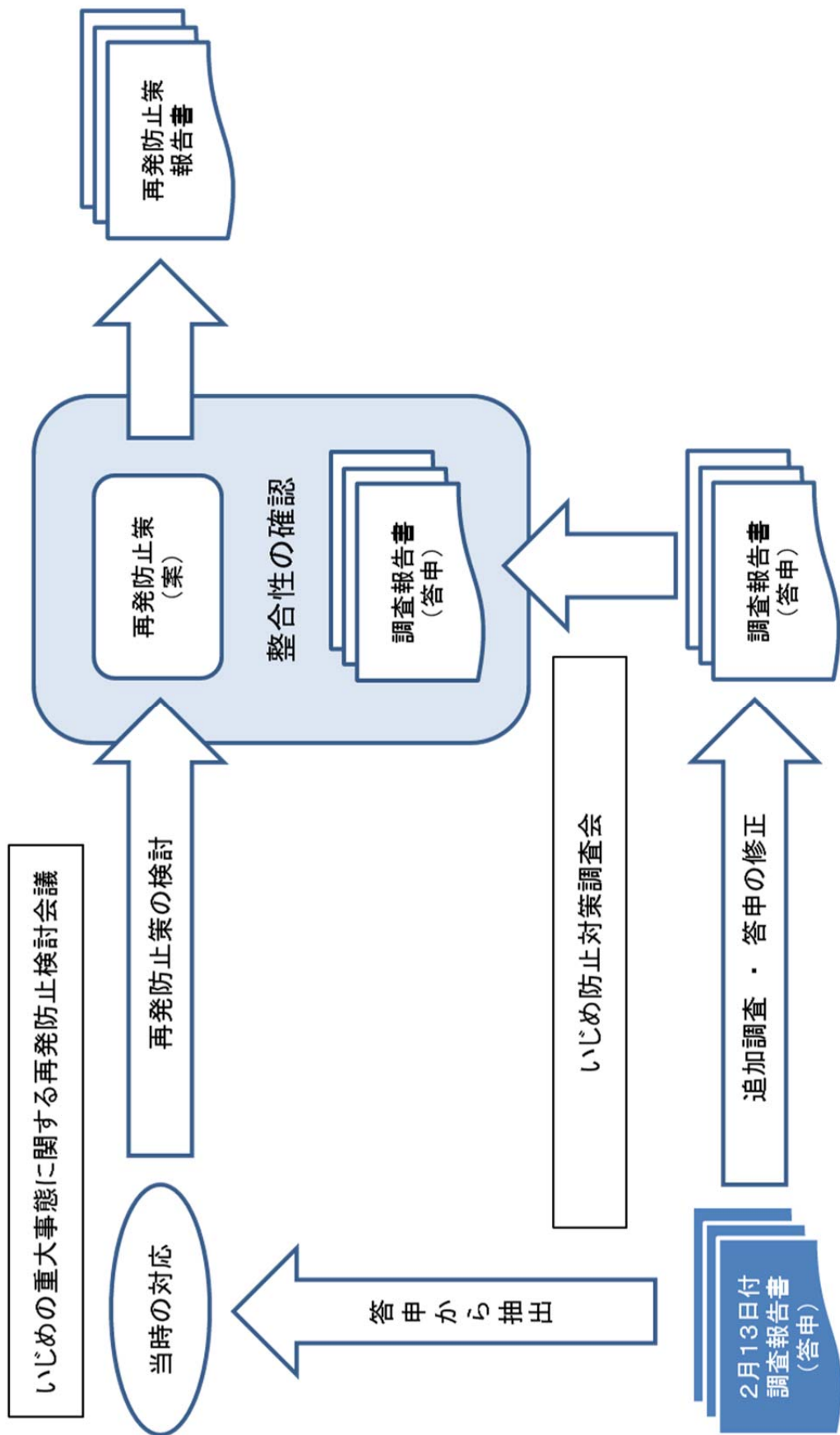
調査会は、平成30（2018）年2月13日に答申として調査報告書（答申）を教育委員会へ提出した。

調査報告書（答申）は、市長への報告に先立って当該児童保護者に示された。同年3月1日に当該児童保護者と市長が面談した際に、その記載内容に明らかな誤りがあるという意見や、調査会会長に送付している資料が反映されていないという申し出が当該児童保護者からなされた。これを踏まえ、市長が本事案の調査を行ってきた調査会での追加調査を指示した。

再発防止策の検討は、多くの場合、事実関係が明確になってから行われる。本事案の場合は追加調査が行われることになったものの、2月13日に調査報告書（答申）として一旦取りまとめられているため、2月13日付の調査報告書（答申）を資料として用いて検討を始めることとした。

調査会の追加調査によって最終的な調査報告書（答申）が完成した際には、その調査報告書（答申）と2月13日付の調査報告書（答申）に基づき検討してきた再発防止策（案）との間に齟齬がないか整合性を確認し、必要に応じて再発防止策（案）を修正し取りまとめるという手順で検討を進めることとした。（4ページにイメージを掲載）

再発防止策の検討プロセス(イメージ)



Ⅱ

不適切な対応

1 調査会から指摘された不適切な対応

調査会は、事実関係を明確にする調査の中で、学級担任教諭、学校、教育委員会の対応のうち次のような対応が不適切であったと、調査報告書（答申）の中で述べている。

※表中の「箇所」は、調査報告書（答申）【公表版】に記載されている箇所（ページ）である。

（１）学級担任教諭の対応

No.	箇所	当時の状況・対応	調査会の指摘
1	P6	担任は、当該児童と関係児童等の双方に謝罪を促すという表面的な対応を行った。	担任は、本事案をいじめ、もしくはいじめにつながり得る大きな問題行動としてではなく、遊びの延長であると捉えていたことから、それ以上の対応をせず、単なる表面的な対処で済ませてしまい、それが後の双方向性が失われる関係性につながる一因となっている。さらに、その後の当該児童保護者、関係児童保護者への対応についても適切ではなかったと考えられる。
2	P14	当該児童に対して関係児童が一方的に叩いたり、蹴ったり、上に乗ったりする	クラス全体の落ち着いた状況に対処し、他の落ち着いた児童の対応に追わ

		<p>様子を黙視し、いじめとして認識していながら、自分のクラスにいじめがあると思いたくないといったことから、遊びの延長だと思っようにしていた。</p> <p>当該児童が叩かれる等の場面を見ていながら、何も対応せずにはいた。</p>	<p>れる日々が続いていた状況から、一人一人の児童を見る余裕を全く失っていったことがこのような行為に結びついたものと推測される。</p> <p>担任がいじめとして認識していながら必要な対応を怠ったことにより、当該児童が他に助けを求める人がいなかった中で、助けをくれると思った担任に適切な対応をしてもらえなかったことは、当該児童をより深く傷つける一因になったものと考えられる。</p>
3	P14	<p>鍵盤ハーモニカのテストで、当該児童が合格したにもかかわらず、担任が再テストを受けさせた。</p>	<p>合格したにもかかわらず再テストを受けさせるということを小学校2年生の児童に理解させるために必要な、より丁寧な説明はなされなかったと考えられる。</p>
4	P15	<p>劇の役決めを多数決で行った際に、もう一人の児童に劇の役を与えた。</p>	<p>何らかの理由でもう一人の児童に劇の役を与えたいという教育的な意図には一定の合理性が認められる。しかしながら、そうであったとしても、当該児童に不当感を感じさせない対処はあって然るべきであり、それがなされていなかったの</p>

			は全体として不適切な対応であったと言わざるを得ない。
5	P15	担任の児童間トラブルへの対応が不適切であることが多く、結果的に当該児童を無視したり、当該児童だけに謝らせたりしたこともあった。	当該児童が担任に助けを求めても無視したり対応しなかったりしたことや、当該児童が追いかけるのを見ても無視する、トラブルがあった時に当該児童だけに謝らせるということも事実としてあったと判断でき、全体として適切な指導がなされなかったことで、いじめの対象になっていた当該児童が適切に守られなかったという事実が認められる。
6	P15	当該児童保護者と担任との話し合いが何度か行われている中で、担任の記憶が変わったり、証言が変わったりしていた。	担任が嘘をついていると感じた背景には、いじめ行為への担任の対応の不適切さなどが関連していたと思われる。担任は、自分のクラスにいじめがあると思いたくないことから、当該児童が関係児童に叩かれる等の場面を見ていながら何も対応せずにいたことが、当該児童に担任は「えこひいきしている」と感じさせるに至ったと考えられる。

7	P17	<p>担任は、喧嘩の原因や詳しい状況を聞かずに、お互いに謝らせて終わりにするという不適切な対応を行った。また、当該児童保護者に対して、関係児童の保護者に伝えると言っていたにもかかわらず、実際は伝えていなかった。</p>	<p>このことは、当該児童保護者が担任の対応に対して大きな不信感を抱く原因となった。</p> <p>さらに、関係児童等に指導した内容を、当該児童に伝えていなかったことも、当該児童が担任に対して強い不公平感を残した原因となったと判断できる。</p> <p>担任は、本事案を遊びの延長程度にしか捉えなかったため、単なる謝罪で済ましてしまった。しかし、担任は当該児童について、事前に当該児童保護者から聞いていた話から、いじめ被害に遭いやすいのではないかという認識をもっており、いじめ被害の観点から注意深く対応すべきであったことから、担任の対応は十分であったとは言えない。</p>
8	P22	<p>担任が、当該児童を含む児童間での追いかけてこや馬乗りといった身体的接触を含むいざこざを認識しながら、単に行為を叱責するのみに留まり、児童への指導や支援が適切に行わ</p>	<p>これら二つが、本事案が長期化した背景にある大きな原因と考えられる。</p>

		れなかった。	
9	P22	学級の状況が悪化していく中で、自己の認識していた重大ないじめ行為を軽微なものと思い込もうとし、適切な報告を行わなかったことにより、管理職を含めた他の教職員や保護者と共有できなかった。	
10	P22	担任は学級の様子について自ら積極的に発信していくことはなかった。	事態を深刻化させていくことにつながる原因の一つになったことは明白である。
11	P24	担任が日頃から学級の児童の保護者との連絡や懇談を積極的に行っていた様子は窺えなかった。さらに、問題を重く捉えず、当該児童保護者には、「関係児童保護者にも伝えた」と偽り、実際に電話連絡をしていなかった。	日常の学校行事をはじめ、様々な機会を通して保護者との率直な意見交換を図り、保護者の学校教育への理解を促すべきであった。

(2) 学校の対応

No.	箇所	当時の状況・対応	調査会の指摘
12	P17	「トイレにおける集団による加害行為」事案については、当該学年の他の学級の児童も関係していたにもかかわらず、学年や学校全	経験の少ない学級担任が学級で起こる様々な課題を抱え込まず、学年教職員や管理職に相談しながら解決を図っていこうとする姿勢

		<p>体で共有することもなく、担任の指導だけで留まり、管理職への報告も行われていなかった。</p>	<p>が必要であるとともに、教職員一人一人がお互いに相談できる雰囲気や組織づくりに向けて管理職がリーダーシップを発揮することが不可欠である。</p>
13	P17	<p>本事案については、学年内での共有もなされなかったため、加害行為等として「月例報告」にも記載がなかった。</p>	<p>これは担任の判断によるものではあるが、この段階で後に起こる様々な事案の予兆であるという認識をもてなかったことは大きな問題であったと指摘せざるを得ない。</p> <p>管理職が担任の情報を十分に把握していれば、本事案における担任の対応については、起こり得ると考え、又は何らかの問題が発生する可能性を予知し、学級が始まった初期の段階から、計画的に学級の様子を参観したり、面談を行ったり、さらに学年教職員からの情報を収集したりといった動きもできたのではないかと考える。この段階における、担任の学級経営上あるいは児童指導上の情報の抱え込みについては、管理職の役割として、先に述べたよう</p>

			な何らかの予防措置が取られるべきであった。
14	P18	管理職は学級の状況をある程度把握しており、その後、校長・教頭が学級の様子を見に行ったり、ふれあい補助員を配置したりするなどの対応をするようになった。	様々な対応を試みたが状況は改善されず、当該児童に対するいじめと捉えられる行為にも気付くことはなかった。そのような状況にもかかわらず、この段階で管理職が教育委員会に報告・相談をしていなかったことは問題であったと指摘せざるを得ない。
15	P19	複数のふれあい補助員を重点的に配置するという対応を取ったが、学年末に至るまで、状況は改善されず、当該児童に対する加害行為は続いていた。	ふれあい補助員の重点配置では対応しきれなかったということではなく、対応策に対する管理職による適切な評価がなされなかったことによる、必然的に生じた結果であると指摘せざるを得ない。 また、学級の状況がかなり悪化していたと言える2月になっても、学校は教育委員会への報告・相談を行っていないことは、学校が行うべき対応を怠ったと言わざるを得ない。
16	P19	学校は、当該児童保護者からの訴えを受けてから関係児童及び教職員、さらに	当該児童保護者からの訴えにより、学校は初めて本事案を認識したのであるが、

		は当該学級の児童に対して聞き取りを行い、事実の把握に努めた。	たとえその時点で十分な確認ができておらず、事実把握が困難であったとしても、その状況を冷静に判断し、訴えに基づいて速やかに、かつ慎重な調査が行われるべきであった。
17	P20	当該児童が3年生に進級して間もなく、1名の関係児童の暴言により、当該児童は登校することができなくなった。	当該児童が長期に渡り登校することができない状況が続いた大きなきっかけとなった可能性があることを考えると、この時点での学校の対応が十分でなかったと指摘せざるを得ない。

(3) 教育委員会の対応

No.	箇所	当時の状況・対応	調査会の指摘
18	P20	本事案の調査について、本調査会に諮問され、調査が開始されたのは、当該児童が登校できない状況が始まってから約7ヶ月経過した平成28年11月であった。	当該児童が登校できない状況になった4月の段階で、当該児童及び当該児童保護者の学校に対する不信感はかなり強くなっており、学校は当該児童及び当該児童保護者が納得できる対応ができなくなっていた。少なくともこの時点で、学校及び教育委員会が状況を的確に判断し、本調査会による調査が始められていれば、

			いじめの加害を疑われている関係児童からの聞き取りにおいても、より正確な記憶に基づいた証言が得られたであろうし、当時の状況やいじめ事実の有無について、より詳細が明らかになったはずである。
19	P20	教育委員会は、指導主事・臨床心理士・スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、事態の把握に努め、学校と当該児童保護者及び関係児童保護者との仲介をしてきた。	少なくとも事態が長期化・重大化していたこの時点で、当該児童及び当該児童保護者の心情に十分に配慮しながら、教育委員会が有しているその専門性を生かし、他機関との連携も含めた対応や提案が十分になされたとは言い難い。加えて、教育委員会として、第三者性・公平性を当該児童保護者に説明し、納得を得る説明責任を果たしていたかについては、不十分であったと言わざるを得ない。

2 その他の不適切な対応

再発防止検討会議は、調査会が不適切であったと指摘している対応以外で、次のような対応が不適切であったと考えた。

(1) 教育委員会の対応

No.	当時の状況・対応
20	学校から教育委員会に、当該学級担任教諭の証言の変化が記載された資料が15点提出されている。このうち当初の3点は調査会に提出したが、その後の12点に関しては、その内容を口頭で説明したものの書面で調査会に提出しなかった。

Ⅲ

不適切な対応の背景や課題

「Ⅱ 不適切な対応」を踏まえ、その背景や課題を次のとおり検証し、解決すべき課題を整理した。

1 学級担任教諭の対応

【No. 1・8】

- 当該学級担任教諭のいじめに対する認知力・感度が低い。児童の様子を受信する力が弱い。
- クラス全体が落ち着きのない状況にあった。その中で、当該児童が助けを求めている状況を当該学級担任教諭以外の教職員が発見できていなかった。
- 各学期に1回以上実施する生活習慣アンケート等の中で、当該児童のアンケートに当該児童からの発信があったと思われるが、その部分を認識できていなかったために、いじめの認知が遅れた。
- 当該小学校のいじめ防止基本方針に「年間を通して児童が教員と面談ができる時間を計画的に確保し」とあるが、実際にいじめられている状況になった場合に児童が安心して相談できる環境づくりが十分でなかったと思われる。

《課題》

- アンケート結果を複数の教員で共有できていなかったこと。
- アンケート結果から児童の発信を読み取れなかったこと。
- いじめに対する認知力が低かったこと。
- 児童が相談しにくい環境であったこと。

【No. 2・5～7】

- 当該学級担任教諭には、学級経営に問題があると周囲から見られてはならないという強い思いがあった。

- いじめ事案での保護者対応を、当該学級担任教諭が一人で行ってしまっていた状況に、周囲が気付くことがなかった。
- 当該学級担任教諭の記憶が変わったり、証言が変わったりしたことで、当該児童・保護者との信頼関係が損なわれた。
- 当該児童が助けを求めていたにもかかわらず、当該学級担任教諭は、いじめと認識していながら適切に対応しなかった。
- 当初助けを求めていた当該児童が助けを求めなくなったことに関しても、当該学級担任教諭は、深刻に受け止めていなかった。
- 当該学級担任教諭の不適切な対応によって、当該児童・保護者が当該学級担任教諭に対して強い不信感を抱くようになった。

《当該学級担任教諭特有の課題》

- 学級経営に問題があることを知られたくないため、単独で保護者対応したこと。
- 学級経営に問題があることを知られたくないため、いじめを認識していながら、問題ないと思い込むことで見過ごそうとしていたこと。

【No. 3・4】

- 鍵盤ハーモニカの再テストとスーホの劇の配役に関しては、いじめ事案に対する対応としての問題ではなく、教科指導がどうあるべきかという問題である。
- 鍵盤ハーモニカの再テストに関して、当該学級担任は、不合格ではなく指使いなどをもう少しきちんと見たいということでもう1回テストをしたということであるが、きちんと当該児童に説明しておらず、当該児童は不当に感じた。また、このことで、当該児童が当該学級担任教諭に不信感を抱いたのは間違いない。
- 教務必携の保存年限が1年であるにもかかわらず、当該学級担任教諭が処分してしまっており、評価の記録が残っていないため、当該学級担任教諭が当時当該児童をどのように評価していたのかを確認することができない。

- 劇の配役に関しては、児童が目をつぶって投票するのを当該学級担任教諭だけが見ていた。当該学級担任教諭しか見ていないというのは、信頼関係がないと成り立たない。その場では済んでも、不満が募ってしまう。
- 小学校2年生では、配役決定には教職員が直接関わらないとまとまらない。児童がその役をやりたいということもあるが、その児童への教育的効果も考える必要がある。

【No. 9・10】

- 学級担任制により学級担任以外の関わりが限られる小学校は、各学級それぞれの状況を把握し組織的に関わるのが必然となる教科担任制の中学校と比べて、学級担任以外の教職員が各学級の様子を把握しづらい状況が生じることがある。
- 平成28(2016)年3月に当該児童保護者から訴えがあるまで、平成27(2015)年5月から1年間近く起こっていた出来事が問題として認知されず、校内での情報の共有もなされていなかった。
- 当該学級担任教諭が校内で相談するなど情報を発信しなかったために、組織として気付くことができなかった。
- この間、当該児童は登校していたが、様々な事案が起こっていた。いじめの認知ができなかったことが、重大事態につながってしまった。

《課題》

- 学校内での情報共有ができなかったこと。
- いじめに対する認識が甘かったこと。

《当該学級担任教諭特有の課題》

- 学級経営に問題があることを知られたくないため、情報を発信しなかったこと。

【No. 1 1】

- 当該学級担任教諭は、教務必携やノートに日常的に記録を付けていなかった。
- 当該学級担任教諭は、当該児童の記録を取っていなかったことが分かってしまうことから、教務必携を意図的に処分している。最初は雑然とした記録をまとめようとしたが、保護者との約束が果たせないことを恐れた。
- 当該学級担任教諭が単独で対応してしまった保護者への連絡は、経験とスキルが必要となる場面もあるため、複数の教職員で相談して対応すべきであった。

《課題》

- 当該児童の状況に関する記録が残されていないこと。
- 単独で保護者対応したこと。

《当該学級担任教諭特有の課題》

- 自己保身のために教務必携を処分するなどしたこと。
- 学級経営に問題があることを知られたくないため、単独で保護者対応したこと。

2 学校の対応

【No. 1 2 ・ 1 3】

- 関係児童に指導をした際に、他の学級の児童が含まれていた場合は、普通であれば他の学級の担任に報告するが、単なるじゃれあいだったと捉えた場合は報告しないと思われる。しかし、「担任の指導だけで」との記載があることから、当該学級担任教諭が指導をしているということは、加害行為であったと認識していたと理解できる。
- 関係児童からの聞き取りでは、追いかけていた児童の中に他の学級の児童もいたことを確認しているが、他の学級の児童がいたことを当該学級担任教諭が他の学級の担任に伝えていたことが確認できない。当該学級担任教諭の指導は廊下で追いかけて回している際に声を

かけた程度で、その後職員室で報告をしたことも確認できないし、当該学級担任教諭が当該児童の保護者に連絡をしたことも確認できない。詳細がどうであれ、結果として重大事態になるきっかけとなったのが「トイレにおける集団による加害行為」事案である。当該小学校のいじめ防止基本方針にも「組織的に対応します」と書いてあるが、結果的に当該学級担任教諭が一人で対応していた。

《課題》

- 学校内での情報共有ができなかったこと。
- 当該学級担任教諭の学級経営に問題があることを、管理職が十分に把握できていなかったこと。

【No. 14・15】

- 教育相談コーディネーターがふれあい補助員を配置しているので、教育相談コーディネーターとふれあい補助員との振り返りの時間が重要となる。さらに、管理職が意図的にふれあい補助員を配置した場合は、教育相談コーディネーターの他に管理職も加わって、振り返る時間が必要であるが、その時間を十分にもたなかった。
- 管理職がふれあい補助員を意図的に配置しているのであれば、「こういうところを見てほしい」と依頼し、それに対する報告を受けるべきである。しかし、今回はその学級自体、人間関係がうまくいっていなかったことから、ベテランのふれあい補助員の目にも見えず、このような事態が起きてしまった。低学年の児童の発達による落ち着きのなさといじめの区別は難しい。今回の件は、どのふれあい補助員が見ても、いじめだという認識はなかったと報告されている。しかし、仮にふれあい補助員の目でいじめだと認識されていなかったとしても、ふれあい補助員と定期的に情報共有を図ることが大切だったのではないか。
- 当該学級担任教諭の話では、クラスがだんだんコントロールできなくなってきたようであった。他の教職員の話も踏まえると、当該児童と関係児童だけが特異な関係というわけではなく、その学級で気

になる児童は他の児童で、今回の児童たちが突出していたという印象をもっていなかった。

- 児童たちの様子を「見る」ということが、学校として足りなかったということも考えられる。例えば、せつかく学級の中に状況を把握できるふれあい補助員を入れているのであれば、ふれあい補助員からの月例報告を受けるなど、少しでもクラスの状況を把握するという努力をするべきであったかもしれない。学級運営改善というよりは、「いじめは起きていないか？」というピンポイントの視点をもたない限り、いじめを発見できなかったのではないか。
- 暴力行為や陰口などのいじめがあったという報告を受けたときなどは、「月例報告」に記載している。今回の事案では、多くの教職員が、その学級を見ていたときに、いじめというより、じゃれあっているという認識であったために、報告があがってこなかったものと考えられる。
- ふれあい補助員も明らかに頭を叩いたなどの行為があれば報告をするが、そういった明らかな行為が見られなかったため、報告がなかった。ふれあい補助員には、様々なトラブルとして見えていたのかもしれないが、いじめとしては見えていなかった。

《課題》

- 学校内での情報共有ができなかったこと。

【No. 16】

- いじめ対策委員会の組織構成は平成27（2016）年度と平成28（2017）年度で一部変わっている。また、委員会が開かれる際に全委員が出席できていなかった。そのため、校内での情報共有が十分でなかったと思われる。
- 当時、この案件の対応のために教職員の配置には大きく力を入れている。学年の配置も含めて動かしているため、教職員へ何かしらの説明はあったと思われる。しかし、日々新しくなっていく情報が教職員へ十分伝えられていたか疑問が残る。

《課題》

➤ 学校内での情報共有が十分でなかったこと。

【No. 17】

- 関係児童の暴言が、当該学級の児童から当該児童へ伝わったと思われる。その事実について、関係児童本人ではなく関係児童の保護者へ確認したところ、そのようなことは言っていないと回答を得て、そこで確認が止まっている。
- 暴言を伝えた児童からの確認ができなかった。事実が明らかにされていないという点で、対応が十分でなかった。
- 暴言は、当該児童が不登校となってしまった大きな原因と考えられる。当時はその言葉が不登校の原因の一つになったということは見えていなかったと思われる。様々なことがあった中の一つなので、その時点では大きな原因だったかどうか分からない。事態が大きくなってから聞き取りを行っているので、事実がより見えづらくなっている。
- 暴言が、当該児童が不登校になった大きな原因だったとしたら、事実確認の方法が適切であったのか疑問が残る。

《課題》

➤ 学校で十分な調査を行えない状況になってしまったこと。

3 教育委員会の対応

【No. 18】

- いじめ防止対策推進法第28条では、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」には、事実関係を明確にする調査を行うものとされている。このことから、これらに該当した時点で第三者を構成員に含めた調査組織による調査を始めなければならなかった。

- 学校と教育委員会の見通しとしては、状況整理を基に保護者へ伝え、加害者側と被害者側で合意形成を図り、当該児童の登校の再開、関係性の修復を目標として取り組んでいた。学校は調査を進め、保護者との面談も行っていった。第三者委員会を立ち上げて扱うよりも学校と教育委員会で対応していくほうが解決の近道だと判断していた。
- 当該児童が「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」になっているという状況を振り返ってみると、対応が十分であったとは言えない。この点で、ガイドラインに沿った形での重大事態の対応にはなっていなかった。
- 結果だけ見ると児童の状態が分かっている学校が主体となって調査を行ったにもかかわらず、長引いてしまったという状況はあった。
- 学校側が主体となって調査を進めたが、その際に第三者性のある専門家を学校のいじめ防止委員会に加えるべきであった。

《課題》

- ガイドラインに沿った対応ができなかったこと。
- 学校での調査に第三者が加わっていなかったこと。

【No. 19】

- 学校から教育委員会へ事案を引き継ぐタイミングを、学校・教育委員会のどちらが判断するのかが明確でなかった。
- 教育委員会事務局の人員配置などが、学校から教育委員会が事案を引き継ぎ、調査会による調査を行うことを想定した体制になっていなかった。このことも結果的に事案を引き継ぐタイミングが遅れた一因になったと言える。
- どの時点で学校での対応に学校以外の人に加わってもらうかが重要である。学校では対応しきれないことも増えてくるので、そうなったときに教育委員会に委ねることも必要である。学校や教職員が対

応できることに限界があることを、学校と教育委員会で認識する必要がある。

《 課題 》

- ガイドラインに沿った対応ができなかったこと。
- 第三者委員会の立ち上げが遅れたこと。

【No. 20】

- 学校で当該学級担任教諭に対して行われた聞き取りに基づき作成された資料のうち4点目以降の資料に関しては、学校教育指導課長が口頭では報告したものの、当初提出された3点をすでに調査会へ提出していることを踏まえると、4点目以降の資料は調査会の調査に影響を及ぼさないと判断してしまい、文書として提出しなかった。
- 調査会が答申の内容を整理していた時期でもあり、時間の余裕がない状況であった。

《 課題 》

- 的確な判断ができなかったこと。

IV

再発防止策のねらい

「Ⅲ 不適切な対応の背景や課題」で浮き彫りになった課題を集約し、課題を解消するために目指すべき施策の方向を整理した。

1 「チーム学校」として機能する体制の強化

(1) 情報伝達・情報共有の徹底

学校が多種多様な業務を担っており、教職員の多忙化が社会的な問題としてクローズアップされている現在、教職員の資質や能力を向上させるためには、学校が組織的に機能することが求められている。

教職員が児童・生徒と接する中で、わずかな変化もキャッチして、児童・生徒が抱える問題を把握し理解して対応にあたる必要がある。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門性をもった職員も、チームの一員として密接に連携する必要がある。

そのためには、チームを構成する教職員の中で、十分なコミュニケーションを図り、常に必要な情報を共有する。

(2) 周囲が気付ける仕組みづくり

学校がいじめを認知し、迅速かつ適切に組織的な対応をするために、いじめを認知した教職員から早期に情報発信されることが重要である。教職員がいじめを認知していても、その事実を学校内で情報共有しなければ、学校は組織的に動き出すことができない。万が一、教職員が情報発信しなかった場合であっても、周囲が気付くことができる仕組みを構築する。

(3) 学校でのいじめの防止等の対策のための組織の効果的な運営

いじめを認知した段階では、まず児童・生徒の状況をよく理解している学校が主体となって、事実関係を明確にするための調査を行うこととなる。また、いじめが重大事態化した場合には、いじめ防止対策

推進法第22条の規定に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって調査を実施する。

いずれの場合であっても、事案の関係者と利害関係のない専門性をもった第三者を調査に加えることで、調査の公平性・中立性を確保する。

また、調査の進捗状況や調査によって明らかになった事実などは、学校内の教職員全員での情報共有を徹底する。

(4) マネジメントの推進

学校が組織的に機能するためには、教員と多様な専門性をもつ職員が、それぞれの専門性を生かして連携・分担し、自らがチームの中で担うべき役割を認識して行動しなければならない。

学校長は、チームとして教育活動に取り組むことができる体制を整えられるよう、マネジメントを推進しなければならない。教職員の一人一人がそれぞれの得意分野を生かし、さらに伸ばせるようにする一方で、サポートを必要とする教職員の育成にも力を注がなければならない。

2 的確な児童・生徒理解

(1) いじめに対する認識の統一

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

ある教職員はいじめと捉えても、別の教職員はいじめと捉えないというような状況が発生してはならない。どの教職員が見ても、その判断に差が生じないようにしなければならない。

そのためにも、全ての教職員が法の定義をきちんと理解し、認識を統一した上で、一つの出来事に気付いたときには、他の教職員がどう捉えているか相互に確認し合うよう努める。

(2) いじめを認知するスキルの向上

学級担任制により担任以外の関わりが限られる小学校は、各学級それぞれの状況を把握し組織的に関わるのが必然となる教科担任制の中学校と比べて、学級担任以外の教職員が各学級の様子を把握しづらい状況が生じることがある。

他のクラスの授業を見学するなどの取り組みは行っているものの、組織的な動きにつながりづらいことから、小学校でのいじめの認知は、担任の感度によるところが大きい。

また、いじめが発生した場合に、小学生と中学生では目に見えてくる現象に違いがある。特に小学校低学年では、教職員がいじめでなく遊びの延長と捉えていることもあるので、いじめと認知しにくい場合がある。

日常の学校生活の中で、児童・生徒が発信する小さなサインをキャッチして、不安や心配事といった児童・生徒の思いを感じ取れる認知力の向上を図る。

(3) 相談体制の充実

茅ヶ崎市いじめ防止基本方針では、「学校が実施する措置」として「定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます」としている。しかしながら、児童・生徒が個々に相談できる環境であった場合に、相談したことが周囲の児童・生徒に分かってしまうことなどから、「相談できる」というだけでは、いじめられている状況になっても相談しにくいことが考えられる。小学校でも、中学校で実施しているように全員と面談するような工夫を凝らす必要がある。各学校の実情に応じて、児童・生徒が気軽に何気ない相談ができる環境を整えることが大切である。

(4) アンケートの活用

各学期に1回以上実施している生活習慣アンケート等の行間から、児童・生徒の思いを捉えることが極めて重要である。一人の教職員が気付くことができなくても、他の教員が気付くことができるよう、アンケート結果を学年で共有するなど、できるだけ多くの教職員で共有する。

3 専門性をもった支援体制の構築

いじめとその背景にある児童・生徒指導上の問題解決には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門性をもった職員の協力を得ることが、極めて有効である。

また、いじめが起こった場合に行われる、保護者との話し合いでは、学校は当事者になってしまうため、第三者が加わらないと話し合いが進展しない場合がある。

保護者対応や学校での事実関係を明確にする調査などを進めるにあたって、教員だけで対応するよりも専門性をもった職員との連携・協力が有効と思われる場合に、その協力を得られるような体制をあらかじめ構築する。

4 保護者や地域との連携

保護者と学校は、児童・生徒に生じた問題を円滑に解決するために、児童・生徒の異変に気付いたときには、相互に情報を共有し、生じた問題に対する解決策を共に考え、共に行動することが、極めて重要である。そのためにも、学校は、児童・生徒の様子のほか、クラスや校内の様子などを、日頃から保護者に向けて発信したり、意見交換したりするなどして、信頼関係の構築に努める。

また、なるべく多くの人が見ていれば、わずかな変化にも気付ける可能性が高まる。学校は、児童・生徒の様子で気になることがあれば、そのことを学校に伝えてもらえる地域とのより良い関係構築に努める。

5 適切な記録と保存

学校内で情報を共有するために、相談やトラブルの内容、保護者との連絡などの記録を残しておくことは、重要である。記録が残っていないければ、時間が経過してから検証することができなくなってしまう。

教職員が記録の大切さを改めて認識するとともに、記録の残し方、記録の保管場所、保存年限などを検証し、より適切に設定することは必要である。

6 事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断

いじめの重大事態に関する事実関係を明確にするための調査は、いじめ防止対策推進法第28条で、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に開始するものとされている。

また、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、「重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、『疑い』が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること」とされている。

このことから、教育委員会は、いじめを認知した学校との情報共有を図り、第三者による調査組織であるいじめ防止対策調査会での調査を行うか、学校の調査組織に第三者を加えて調査を行うか、必要に応じて適切な時期に的確に判断する。

7 児童・生徒による主体的な取り組みの促進

いじめは、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こり得る問題である。いじめをなくすために、どう行動したらよいか児童・生徒が主体的に考え、意識を高めるための機会を創出する。いじめを自らの問題として認識し、未然に防止するほか、傍観者にならずいじめ問題に取り組み、解決していくための主体的な取り組みを促進する。

V

主な取り組み

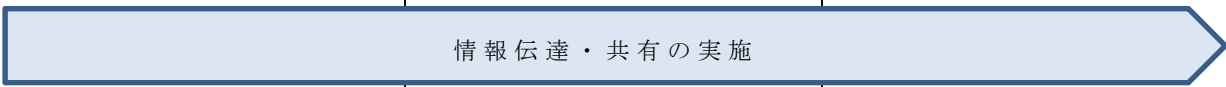
「IV 再発防止施策のねらい」を実現するために、学校と教育委員会が実施すべき主な取り組みを示す。

1 「チーム学校」として機能する体制の強化

(1) 情報伝達・情報共有の徹底

① 教職員間における情報伝達・共有 継続

職員会議や学年会、打合せの時間の中で、学級の様子と気になる児童・生徒に関する情報交換を行い、複数の目で確認するなど、学校がチームとして対応していく体制の充実を図る。




2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【学校】

② いじめ問題に対応するための教員研修 継続

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、いじめに係る情報伝達・共有の重要性と関係機関との連携についての意識向上を図る。

(教育委員会主催の研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【教育委員会】

(学校からの要請による訪問研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
研修の実施(随時)		

【学校・教育委員会】

(2) 周囲が気付ける仕組みづくり

① 小学校での教科担任制等の拡大 拡充

学級担任制である小学校では、中学校に比べて学級担任以外がクラスの状況を把握しにくいことから、一つのクラスに複数の教職員が入り、複数の目で児童の様子を確認できる体制の充実を図る必要がある。各小学校の状況に応じて、高学年で一部の教科に導入実績のある教科担任制を拡大したり、給食や清掃などで担任以外の教職員がクラスを受け持ったりすることを検討する。

特に全ての教科を一人で受け持つ低学年に関しては、喫緊の課題として対応していく必要がある。

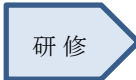

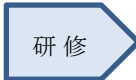
2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
導入の検討	一部教科担任制等の実施	

【学校】

② いじめ問題に対応するための教員研修 継続

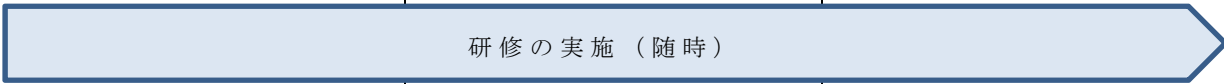
いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学年を中心として教職員全員がチームとなって子どもたちを育てていく意識の向上を図る。また、互いが授業を参観し、児童・生徒の様子を確認し合う環境をつくる。

(教育委員会主催の研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【教育委員会】

(学校からの要請による訪問研修)

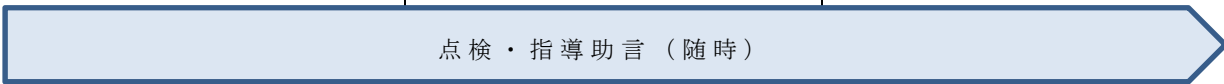
2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【学校・教育委員会】

(3) 学校でのいじめの防止等の対策のための組織の効果的な運営

① 指導主事による組織の点検と指導助言 継続

指導主事が学校訪問する際に、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の活動状況などを点検し、より効果的な活用や運営ができるよう必要に応じて指導・助言する。

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【教育委員会】

② 学校いじめ防止基本方針の見直し 継続

年度末に各学校で実施している「学校いじめ防止基本方針」の見直しを、PDCAサイクルに基づき行う。その際、全教職員で見直し、「学校いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものとしていく。

2018 年度	2019 年度	
後期	前期	後期
見直し		見直し

【学校】

③いじめ問題に対応するための教員研修 継続

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の効果的な活用・運営について理解を図る。

(教育委員会主催の研修)

2018 年度	2019 年度	
後期	前期	後期
研修	研修	研修

【教育委員会】

(学校からの要請による訪問研修)

2018 年度	2019 年度	
後期	前期	後期
研修の実施 (随時)		

【学校・教育委員会】

(4) マネジメントの推進

①学校経営計画によるビジョンの共有 継続

「チーム学校」の目標達成に向けて、教職員各自が具体的な職務行動を理解し主体的に取り組めるよう、学校長は、組織としての目標とそれを達成するための課題や手立てを明確にした学校経営計画を作成する。

2018 年度	2019 年度	
後期	前期	後期
	作成	点検

【学校】

②教職員異動時の学校長間での引継ぎの実施 継続

教職員が異動する際には、旧所属と新所属の両学校長が直接引継ぎを行い、確実かつ効果的に異動する教職員に関する情報を共有する。新所属の学校長は引継ぎの中で、異動してくる教職員の資質、能力、実績、担当学年歴、旧所属での様子などを把握する。

2018 年度	2019 年度	
後期	前期	後期
引継ぎ		引継ぎ

【学校】

2 的確な児童・生徒理解

(1) いじめに対する認識の統一

①いじめ問題に対応するための教員研修 継続

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、いじめに対する認識の統一を図る。

(教育委員会主催の研修)

2018 年度	2019 年度		
後期	前期		後期
研修	研修	研修	研修

【教育委員会】

(学校からの要請による訪問研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
研修の実施(随時)		

【学校・教育委員会】

(2) いじめを認知するスキルの向上

①いじめ問題に対応するための教員研修 継続

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、いじめを認知するスキルの向上を図る。

(教育委員会主催の研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
研修	研修	研修

【教育委員会】

(学校からの要請による訪問研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
研修の実施(随時)		

【学校・教育委員会】

(3) 相談体制の充実

①児童・生徒との個別面談 継続

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学級担任等による個別面談を実施する。

2018 年度	2019 年度	
後期	前期	後期
面談	面談	面談

【学校】

②心の教育相談員・ふれあい補助員の研修の充実 拡充

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、いじめに対する認識の統一といじめを認知するスキルの向上を図るという視点で、児童・生徒の相談相手となる心の教育相談員や、学習・生活の支援にあたるふれあい補助員の研修内容を充実する。

2018 年度	2019 年度	
後期	前期	後期
研修 → 研修 → 研修	研修	研修 → 研修 → 研修

【教育委員会】

③相談しやすい環境づくり 継続

児童・生徒・保護者にとって相談しやすい環境づくりを進めるため、教職員と心の教育相談員、スクールカウンセラー、ふれあい補助員等との定期的な情報共有や意見交換を行う。

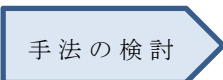
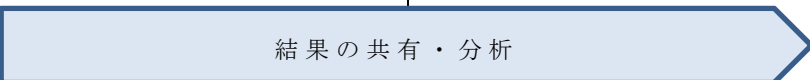
2018 年度	2019 年度	
後期	前期	後期
定期的な情報共有の実施・相談体制の見直し		

【学校】

(4) アンケートの活用

① アンケート結果の共有 継続

学期ごとに実施している生活習慣アンケート等の結果を学級担任のみが見るのではなく、管理職を含むできるだけ多くの教職員で共有・分析する。アンケートの結果を組織的に共有・分析し、気になる児童・生徒には面談を実施するなど必要な対応ができるよう、校内でのアンケート結果共有の手法を検討し構築する。




2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【学校】

② いじめ問題に対応するための教員研修 継続

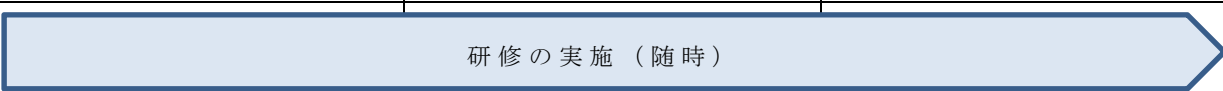
いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、アンケートの分析の仕方についてのスキル向上を図る。

(教育委員会主催の研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【教育委員会】

(学校からの要請による訪問研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【学校・教育委員会】

3 専門性をもった支援体制の構築

① スクールソーシャルワーカーの拡充 拡充

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校・保護者を関係機関とつなぐ役割を果たし、学校の調査会においては専門的な立場から助言を行うスクールソーシャルワーカーを増員する。

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
SSWの増員		

【教育委員会】

② 弁護士の配置 新規

いじめなどの問題が起きたときに、学校や教育委員会に対して助言するほか、保護者と直接相談・交渉できる弁護士を市職員として採用し、配置する。

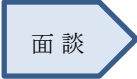
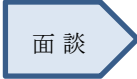
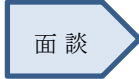
2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
募集・採用	弁護士の配置	

【教育委員会】

4 保護者や地域との連携

① 保護者との個別面談 継続

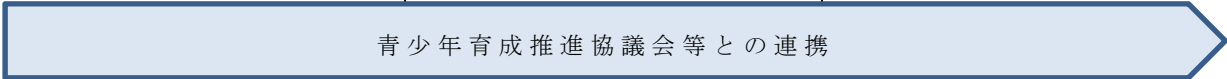
いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学級担任による保護者面談を実施する。面談の中で、他の児童・生徒の情報提供があった場合には、目撃したものか伝達によって知り得たことかの確認を行うとともに、知り得た情報の発信元を確認する。

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【学校】

② 青少年育成推進協議会等との連携 継続

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校評議員や青少年育成推進協議会等との連携を図り、必要に応じて児童・生徒の情報交換を行う。

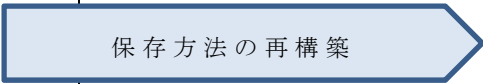
2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【学校】

5 適切な記録と保存

① 記録や資料の保存方法の見直し 拡充

評価の補助資料・アンケート・相談やトラブルの記録など、記録や資料の保存年限や保存方法を検証し、必要に応じて見直しを行う。




2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【学校・教育委員会】

② いじめ問題に対応するための教員研修 継続

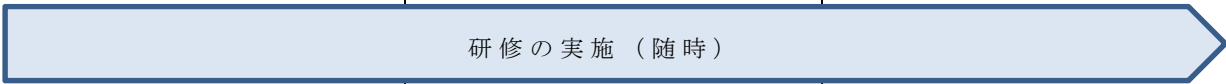
いじめに係る記録の必要性・重要性の認識を図るとともに、記録の残し方や保管場所、保存年限、情報公開制度についての理解を図る。

(教育委員会主催の研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【教育委員会】

(学校からの要請による訪問研修)

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
		

【学校・教育委員会】

6 事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断

① いじめの状況把握 継続

月例報告を中心に、各学校のいじめの状況を把握するとともに、いじめの重大事態の可能性について学校との連携を図る。

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
月例報告（8月を除く毎月）		

【教育委員会】

② 教育委員会事務局の体制強化 新規

いじめ防止対策調査会による調査を実施した場合でも、円滑に事務を処理できるよう、教育委員会事務局の人員配置や庁内の協力体制を整える。必要に応じて、次期総合計画を見据えた組織改正に反映させる。

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
人員配置・協力体制の検討		

【教育委員会】

7 児童・生徒による主体的な取り組みの促進

①いじめ防止プログラムの実施 継続

人権尊重の視点に立ち、いじめを防止するためにどのような行動を取ればよいのか、ワークショップ等を通して、生徒一人一人が考えられるようにしていく。また、スクールバディの活動を通して生徒主体のいじめ防止活動に取り組む。

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
いじめ防止プログラムの実施・スクールバディ活動の実施		

【学校・教育委員会】

②茅ヶ崎市立小・中学校いじめ防止サミット 新規

児童・生徒が集い、各学校のいじめ防止の取り組みについて交流する機会を設けることにより、いじめ防止活動の取り組みの中核となるリーダーを育成するとともに、各学校の取り組みを市内全域に広げていく。

2018年度	2019年度	
後期	前期	後期
サミットの内容検討	サミット開催	
各学校によるいじめ防止活動		

【学校・教育委員会】

今回、本件事案での学級担任教諭・学校・教育委員会の対応を検証した。その中で明らかになったのは、茅ヶ崎市いじめ防止基本方針や当該校のいじめ防止基本方針に則った対応ができていなかったことが確認された。

方針では保護者との連携を密にするとされていながら保護者への連絡を怠っていたり、相談体制の整備を行うとしていながら実質的には児童が相談に行きにくい状況があったりした。

一方で、今回の検証の中で最も重要視されたのが、学校がチームとして組織的に対応することであった。また、チームとして組織的に対応するための前提条件として、学校内での情報共有の重要性が浮き彫りにされた。

各学校のいじめ防止基本方針では、チームとして対応する、組織的な対応を行うとうたわれている。また、学校と保護者、地域、関係機関、関係団体、教育委員会などが情報を共有して連携するといった旨の記述も見られる。

しかしながら、その前提となる校内の情報共有に関しては、一部の学校で入手した情報を誰に伝達するのか具体的な記述があったものの、多くの学校ではそういった記述が見られなかった。

学校内で情報を共有しますといった記述だけでは、それぞれの教職員が実際に行動しなければならないときにそのよりどころがなく、それぞれの教職員の判断によることで、結果的に共有できる情報に差が生じ、組織的な対応に影響を及ぼしかねないと思われる。

これらのことを考えると、学校と教育委員会は、今後予定している学校や市のいじめ防止基本方針の改定を早急に行い、学校内での情報共有や組織的な対応の徹底と教育委員会が早い段階で対応に関わっていくことなどを重点的に記載する必要がある。併せて、方針を踏まえて、具体的な対応手順に関するマニュアルなどの作成も検討する必要がある。

資料編

1 検討の経過

(1) 茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議の開催状況

回数	期日	主な検討事項
第1回	4月20日	(1)いじめの重大事態に関するこれまでの経過 (2)再発防止策の検討プロセス
第2回	5月29日	(1)担任の対応の検証
第3回	6月27日	(1)担任の対応の検証
第4回	7月17日	(1)学校の対応の検証
第5回	8月16日	(1)学校の対応の検証
第6回	9月21日	(1)教育委員会の対応の検証
第7回	10月22日	(1)再発防止策の検討
第8回	11月28日	(1)再発防止策の検討 (2)報告書の検討
第9回	12月11日	(1)再発防止策の検討 (2)報告書の検討

※期日は、いずれも平成30(2018)年

(2) 意見聴取を行った者

職名	氏名
神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課長	宮村進一

2 茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議設置要綱

茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会が平成28年11月9日から調査を開始したいじめの重大事態について、その分析・検証を通して、必要な再発防止策の検討を行うため、茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）の再発防止に資する対応策の検討に関すること。
- (2) 重大事態への対応策の検討に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、教育推進部長をもって充て、副会長は、教育指導担当部長をもって充てる。

3 会員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、検討会議の会務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、検討会議の会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、会員が検討会議の会議に出席することができない場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 第2条に掲げる所掌事項に関し必要な資料の収集及び分析等を行い、
検討会議の討議に資するため、検討会議に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員には、別表第2に掲げる組織に属する主幹、課長補佐又は担当主査の職にある職員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて関係職員を臨時の部会員に充てることができる。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、作業部会に準用する。

(意見の聴取等)

第7条 検討会議は、その任務を行うため必要があると認めるときは、検討会議の会議に神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課長のほか専門的事項に関し学識経験を有する者、関係職員その他の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 会長は、検討会議の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育推進部教育政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

教育総務部長 市民安全部市民相談課長 こども育成部こども育成相談課長
教育総務部教育総務課長 教育総務部学務課教職員担当課長 教育推進部教育
政策課長 教育推進部学校教育指導課長 教育推進部青少年課長 教育推進部
教育センター所長 市立の小中学校及び中学校の校長の代表者

別表第2（第6条関係）

市民安全部市民相談課 こども育成部こども育成相談課 教育総務部教育総務課 教育総務部学務課 教育推進部教育政策課 教育推進部学校教育指導課 教育推進部青少年課 教育推進部教育センター

3 茅ヶ崎市いじめの重大事態に関する再発防止検討会議名簿

平成30（2018）年4月10日現在

	職 名	氏 名
会長	教育推進部長	中山 早恵子
副会長	教育指導担当部長	吉野 利彦
会員	教育総務部長	岸 宏司
会員	市民相談課長	森 永尚子
会員	こども育成相談課長	青木 祐次
会員	教育総務課長	小菅 信二
会員	教職員担当課長	阿部 知宏
会員	教育政策課長	坂田 哲
会員	学校教育指導課長	青柳 和富
会員	青少年課長	岡本 隆司
会員	教育センター所長	高橋 励
会員	浜須賀小学校長	柴山 比都美
会員	梅田中学校長	袴田 雅代